

参 考 資 料

- 参考1 第8次京都市環境影響評価審査会委員名簿
- 参考2 奈良線第2期複線化事業に係る方法書について（諮問書写し）
- 参考3 奈良線第2期複線化事業に係る配慮書に対する国土交通大臣意見
- 参考4 奈良線第2期複線化事業に係る配慮書に対する京都府知事意見
- 参考5 奈良線第2期複線化事業に係る配慮書に対する京都市長意見
- 参考6 環境影響評価法（抄）
- 参考7 京都市環境影響評価等に関する条例及び施行規則（抄）

第 8 次京都市環境影響評価審査会委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
青野 正二	大阪大学大学院人間科学研究科准教授	音環境・騒音
池田 有光	大阪府立大学名誉教授	大気環境科学
板倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授	環境教育
岩嶋 樹也	京都大学名誉教授	気象学
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
大西 有三	関西大学都市環境工学部特任教授	地盤・地下水工学
笠原 三紀夫	京都大学名誉教授	大気汚染
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	環境地盤工学
倉田 学児	京都大学大学院工学研究科准教授	都市環境工学
柴田 昌三	京都大学大学院地球環境学堂教授	景観生態学
島田 洋子	京都大学大学院工学研究科准教授	水質
武田 信生	京都大学名誉教授	環境システム工学
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授	生態系
藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部教授	景観デザイン
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授	環境気候

◎：京都市環境影響評価審査会 会長

(敬称略，五十音順)



参考2

環 環 管 第 4 9 号

平成26年3月12日

京都市環境影響評価審査会

会 長 池 田 有 光 様

京都市長 門川 大作



奈良線第2期複線化事業に係る方法書について（諮問）

奈良線第2期複線化事業に係る方法書について、京都市環境影響
評価等に関する条例第59条に基づき、環境の保全の見地からの意
見を求めます。

奈良線第2期複線化事業に係る計画段階配慮書に対する国土交通大臣意見

奈良線第2期複線化事業（JR 藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）計画段階環境配慮書については、その内容は全体として適切と認められるが、環境省意見を勘案し、環境保全の見地から、下記の意見を述べる。

記

1. 線路の配置の決定時における配慮について

具体的な線路の配置の決定に際しては、地元住民の意見に十分に配慮することにより、地域の生活環境等に配慮すること。その際、方法書手続において、より効果的に意見を収集するために、具体的な線路の配置の検討方法、検討スケジュール等について方法書に記載すること。

2. 騒音・振動について

沿線には、住宅地が広がり、病院、学校等の配慮が特に必要な施設も多く存在することから、騒音・振動の予測・評価地点については、きめ細かい対策を検討できるよう選定すること。

3. 景観について

宇治川の渡河部については橋梁構造になるものと考えられるが、橋梁は、景観の重要な要素となることから、詳細な内容の決定までの検討方法・検討スケジュールを方法書に記載するとともに、専門家や地元住民などからの多様な意見を参考にできる態勢を整備し、具体的な検討を十分に実施すること。

奈良線第2期複線化事業に係る計画段階配慮書に対する京都府知事意見

1 全般的事項

- 奈良線は、高度に都市化された地域を通過し、線路端まで民家等が接近している箇所もあることから、開発面積の最小化を考慮した本事業計画案は妥当なものと考えられるが、今後、さらに沿線環境を十分考慮して複線の線形を決定するとともに、その検討の経緯について、方法書以降において詳細に記載すること。
- 以下の事項に留意して、改めて各環境要素に対する影響について検討の上、評価項目を選定し、方法書以降の手続において、より詳細な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全対策を実施すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び振動

- 工事区間は、平面部のほか、堀割構造や盛土構造の区間があり、沿線には学校、病院、住宅等が近接することから、事業実施段階の環境影響評価においては、それぞれの地形特性を考慮した適切な調査・予測地点を選定するとともに、沿線の土地利用状況及び受音点の高低差等を考慮した調査等を行うこと。
- 複線化による走行速度及び列車本数の変化、行き違いの発生並びに私鉄との複合影響等について考慮し、事業実施区間及び、必要に応じ、それ以外の区間についても、現状からの変化に着目して調査等を行うこと。

(2) 動物、植物及び生態系

- 動植物については、参照文献の調査時点からの環境の変化を踏まえ、専門家へのヒアリング等の追加調査を行い、可能な限り現況を把握し、方法書に記載すること。
- 事業実施段階における動植物の調査等については、対象種の存在の有無のみならず、その種が生育上必要とする植物等、生育環境の質も考慮して実施すること。
- 沿線の緑地は、都市部に残存した良好に管理された緑地であることから、その生態系について、希少種に加え、一般的な種の分布状況についても調査等を検討すること。

(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- 橋りょう部の改良に当たっては、周辺の歴史的・文化的な環境に十分配慮し、現状より良好な景観を創造するという観点も含め、関係市や有識者の意見等を聴いて、デザイン等の検討を行うこと。
- 沿線には、社寺林や古墳等が存在し、都市部における人と自然との触れ合いの活動の場となっていることから、これらに対する影響について十分配慮すること。

奈良線第2期複線化事業に係る計画段階配慮書に対する京都市長意見

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 従前より第二期計画として位置付けられていたこと、及び既存線路の複線化という特殊な事業特性から、事業に係る位置・規模に関する複数案の設定が現実的でないという考え方は、妥当と考えられる。

2 騒音及び振動

配慮書案に記載のとおり、住宅、学校及び病院等が近接する地点・地域は当然のこと、その他の騒音等の影響を及ぼすおそれのある地点・地域についても、方法書以降の手續において慎重な検討を行い、環境影響の低減を図ること。具体的には、実行可能な範囲でロングレールの採用及び遮音壁の設置等環境保全措置を検討すること。

3 動物及び植物

重要な動植物種の生息環境に変化が生じる場合に限定し、適切な対策を講じると記載されているが、これは従来の環境影響評価における特殊性という側面のみを捉えたものである。生物多様性の観点から、典型的な生物種及びその生息状況（連続性の観点を含む）にも配慮すること。とりわけ、桃山御陵以南の巨椋池干拓地に至る範囲は、従来より良好な植生が形成され、多様な生物種が生息している可能性が高いことから、方法書以降の手續において、丁寧な現地調査を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

4 景観

新たな線路を設置する計画であるが、景観への影響が懸念されることから、周辺の景観との調和に十分配慮すること。

環境影響評価法（抄）

第 3 章 方法書

（方法書の作成）

第 5 条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第 3 条の 6 の意見が述べられたときはこれを勘案して、第 3 条の 2 第 1 項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、（略）、次に掲げる事項（略）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象事業の目的及び内容
- 3 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- 4 第 3 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる事項
- 5 第 3 条の 6 の主務大臣の意見
- 6 前号の意見についての事業者の見解
- 7 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 8 その他環境省令で定める事項

2 （略）

（方法書の送付等）

第 6 条 事業者は、方法書を作成したときは、第 2 条第 2 項第 1 号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

- 2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（方法書についての公告及び縦覧）

第 7 条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して

1 月間、方法書及び要約書を前条第 1 項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第 7 条の 2 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第 6 条第 1 項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の 1 週間前までに公告しなければならない。

3～5 (略)

(方法書についての意見書の提出)

第 8 条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 7 条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第 9 条 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、第 6 条第 1 項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第 10 条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第 4 項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第 1 項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

4～6 (略)

京都市環境影響評価等に関する条例（抄）

（技術指針の策定等）

第 6 条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価等及び第 5 0 条第 1 項に規定する供用後事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第 5 9 条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。

第 1 3 条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して 3 月（第 1 1 条第 1 項に規定する意見書の提出がない場合にあつては、第 9 条第 1 項の公告の日から起算して 4 月）以内に、事業者に対し、配慮書案について環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

2 第 6 条第 4 項の規定は、前項の規定により市長が配慮書案について意見を述べる場合について準用する。

（審査会）

第 5 9 条 技術指針の策定及び改定並びに配慮書案、方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するととともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第 6 0 条 審査会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第 6 1 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 6 2 条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（抄）

（審査会の会長）

第46条 京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の招集及び議事）

第47条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数（配慮書案についての市長の意見の陳述に関する会議にあっては、委員の3分の1以上）が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第48条 審査会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

（専門委員）

第49条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（審査会の庶務）

第50条 審査会の庶務は、環境政策局において処理する。

（審査会に関する補則）

第51条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。